

Title	英國初期の土地信託と普通法裁判所
Sub Title	
Author	栗栖, 赳夫(Kurusu, Takeo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1934
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.13, No.1 (1934. 3) ,p.33- 51
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19340330-0033

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

英國初期の土地信託と普通法裁判所

栗栖 越夫

一 前言

英國に於ける信託の沿革は所謂 *uses* の發生に始まる。即ち *uses* は實は信託の幼名である。英國に於ては既に早くから西部歐羅巴大陸諸國と共通の状態に於て主として土地に關する初期の *uses* (*uses ad opus*) が行はれてをつた(註一)。當時土地は最も主要なる財産であつて動産 (*chattels*) には永續性を有するものが少なく従て土地に關する *uses* が最も普通であつた(註二)。メイトランド氏 (*Maitland*) は *ad opus* なる語句を *Domesday Book* にまで遡り求め得ることを指摘した上、更に早くから之に依つて土地遺贈の目的を達してゐたこと(註三)及紀元第十二世紀頃土地の賣買に領主 (*Lord*) の介入を見、一時的の *uses* が行はれたこと(註四)を舉示し又當時數回に亘り聖地エルサレム回復の爲めに企圖せられた十字軍 (*Crusade*) 一〇九六—一二七〇)に出征の將士が妻子、兄弟姉妹及子孫の爲めに

(38)

(34)

(to the use of) 土地を第三者に移轉し(註五)、紀元第十三世紀の前半頃から布教の目的を以て渡來せるセントフランシス教團僧(Franciscan friars)の爲めに(to the use of the friars)土地(家屋)を都市(borough community)に移轉し(註六)以て永續的に use が行はれるに至り、更に紀元第十四世紀に入るに及んでは土地(家屋)に關する use は單に宗教上ばかりでなく、俗事の上に於ても廣く一般に流行し、殊に土地所有者が自己の爲めに(ad opus suum)土地を友人殊に數人の友人に移轉することが盛となつたことを説明してをる(註七)。又ホルムス判事(Holmes)は use に付て大體 Glanvill の頃(about 1181)まで遡及し(註八)、エイムス教授は土地の use に關しては紀元第十二世紀の後半期から屢々文獻に散見する所があると説いてをる(註九)。凡そ以下本稿に於ては斯る use の發生及發達並之に對する普通法裁判所の態度等に付考究して見ることとする。

二 土地 use の發生原因及發達

土地 use の主要なる發生原因としては先づ土地遺贈の禁止に對する救濟手段として使用せらるるに至つたことを擧げなければならぬ。メイトランド氏の如きも use 發生の原因として五者を擧げてをるけれども註一〇、就中土地遺贈の禁止に對する救濟手段を以て最も重要なもの(great conceptive)と爲し、其の他のものは左まで重視するに足らなから(Comparatively of little importance)と述べてをる。

るのである(註一〇)。

(1) 先づ土地の遺贈禁止に對する救濟手段として *Esse* に付述べたい。即ち英國に於ては紀元第十二世紀に至り土地の遺贈を禁止した。蓋し土地は封建制度の成立及存続の要素であるから其の自由處分を許すときは(a)封建制度の基礎を危からしめ、(b)相續人なき場合に於て國王又は領主の有する土地復歸權を侵害し、(c)長子相續制の下に於て長子の相續權を侵害することとなり、更に又(d)當時土地の移轉には必ず其の占有の現實なる引渡(*genuine livery of seisin*)を要したのであるが土地の遺贈は此の原則に大な例外を設けることとなるから等である。然し乍ら土地の遺贈を禁止することは當時の社會及經濟事情一般に徴して見るに頗る不自然且つ不條理であつたから、英國民は其の必要に迫られて之に *Esse* を應用し間接的及實質的に土地遺贈の目的を達成するやうになつた。即ち土地所有者は其の生前、其の所有地を自己の爲めに(*to his own use, ad opus suum*)友人に讓渡し、讓渡者の生存中は之より生ずる利益を讓渡者に引渡さしめ、其の死後は讓渡者の指圖に従ひ其の土地を讓渡處分せしめたものであつた。而して此の場合に於ても一人の友人に讓渡するときは讓渡者の死亡前に讓渡者が死亡することあるを慮り豫め數人の友人に讓渡し置き、殘存の法理(*right of survivorship*)に依て一人の讓渡者が死亡するも何等支障なき様に努めた(註一一)。

而して斯る場合に於ける讓受者即ち *tenant in fee simple* たる友人は中古の西部歐羅巴大陸フランク及ランゴバルト民族法に於て土地(註一三)又は動産(*chattels*)(註一四)に付行はれた *Salmann* 又は *Treuhänder* と全く同一であつて兩者の間に密接なる關係があると認むるのが妥當であらう(註一五)。

(2) 次に土地の發生の原因としては(此以下はメイトランド氏の謂ふが如く左まで重要なるものに非ざるも)封建制度に基く負擔の回避手段を擧げなければならぬ。而して封建制度に基く負擔は之を(a)相續及結婚上の負擔と(b)犯罪に因る土地の沒收及復歸とに分つ。

(a) 其當時若も相續人が成年者なるときは領主に對し *relief* 即ち一種の相續税を支拂はねばならなかつた。又若も相續人が未成年者なるときは其の未成年者は領主の後見(*wardship*)の下に立ち、之に依りて其の權利の行使に因り土地から生ずる利益を收得せられ、且つ右兩場合を通じ相續の開始と同時に *relief* と稱する貢物(家畜又は武器)を領主に獻進することを要した。夫れから若も相續人なきときは土地は復歸(*escheat*)の法理に依り永久に領主に復歸した。又相續人が領主の選むだ結婚を承諾しなかつたときは相當の結婚税(*value of the marriage*)(註一六)を領主に支拂ふことを要した。是に於て斯くの如く重き負擔を回避する爲めに土地所有者は *use* を利用し其の土地を豫め數人(メイトランド氏は時として十名の多數に達することありと

歸つた(註一七)の合有 (Joint tenancy) と爲し巧みに殘存の法理に依て土地所有者の死亡に因る重き負擔を免れた(註一八)。

(b) 次に土地所有者が一定の犯罪 treason 又は felony を爲したときは沒收 (forfeiture) の法理に依り其の土地を沒收せられた。又土地所有者の相續人が斯る罪を犯すときは其の相續資格を喪失するから土地は土地所有者の死亡と同時に復歸 (escheat) の法理に依り國王又は領主に復歸した。是に於て土地所有者は斯る沒收又は復歸を回避する爲めに use を利用し豫め土地を數人の合有と爲すやうになつた。數人の者が悉く如上犯罪を爲すが如きことは實際問題として想像することが出來ないから之に依て能く豫期の目的を達することを得た(註一九)。英國に於ては紀元第十五世紀の中頃ランカスター王朝とヨーク王朝との間に争があつた。所謂薔薇戦争が是れである。此の場合に於て敗軍に味方した武士は叛逆罪に因る公權喪失處分 (attainder) として其の土地を沒收せらるる危険があつたので、斯る沒收を回避する爲めに土地の占有及收益權を留保して土地を他人に讓渡する手段が一般に行はれるに至つた。所謂 secret conveyance to use とは是れである。而して斯る use はエドワード四世の時代に至て初めて叛逆罪を理由として沒收せられざることを確認せらるることとなつた(註二〇)。

(3) 第三に土地 *in* の發生の原因として擧ぐべきものは死手法の避脱手段である。セント、フランシス教團に付ては別に述べた *in* (註二一)(註二二)。此外廣く土地を宗教團體(*religious houses*)に寄進する風習は既に Norman Conquest 以來頗る盛に行はれたのであつた。然るに當時宗教團體の如き法人に土地を讓渡するときは斯る土地は所謂死藏地(*land held in mortmain*)となり國王又は領主は之に對して封建制度上の負擔を強制することが出来なかつたから、之を防止する爲めに顯理三世(1133-1186)及ヘドワード一世(1230-1307)の治世に至り、法人が國王又は領主の許可(*licence*)を得ずして土地を取得することを禁止し、之に違反するときは土地を沒收することとした。之を死手法又は沒收法(*Statutes of Mortmain*)と稱した。然し乍ら宗教團體に土地を讓渡する風習は一片の法律を以て到底之を禁壓することが出来ないところであつて、宗教團體及信者は *in* に依て之を避脱することとなつた(註二三)。即ち土地を宗教團體に寄進せむとするものは該土地を *feoffee to use* に讓渡し之をして宗教團體の爲めに所有せしむることとした。斯くの如くするときは宗教團體は單に *cestui que use* たるに止まり、別段直接に土地を取得するものでないから死手法の適用を免れ得た。此の點に付メイトランド氏は「單に宗教團體員をして土地より生ずる物を享受せしむるに止らば是れ死手法に違反するものでない。蓋し宗教團體は土地の所有者に非ずして *feoffee*

use が土地の所有者であるからである」と説いてをる(註二四)。

(4) 第四に土地 use 發生の原因として擧ぐべきものは dower 又は curtesy 回避の手段である。dower 即ち寡婦財産とは夫の死亡後に於ける寡婦及子女の生活を保障する爲めに夫の所有する土地から寡婦に分與せらるるものを謂ふ。但し dower の發生は夫が普通法上所有する土地に限り、衡平法上所有する土地は之と異つてをつた。而して婚姻存続中夫が土地を取得するときは當然該地の上に dower の發生を見、一度 dower が發生するときは夫は如何なる方法に依るも之を自由に處分することが出來ずして夫の土地處分上大なる支障となつた(註二五)。又 curtesy (courtesy) 即ち鰥夫財産とは dower に對するものであつて妻の死亡後鰥夫が妻の所有する土地に對して有する權利に外ならぬ。之を tenancy by the curtesy 又は tenancy by law of England とも稱した(註二六)。而して之は矢張普通法上妻の有する權利に對してのみ發生し、其存在は妻に取て又甚だ不便であつたから、夫は妻の dower を回避する爲めに、又妻は夫の curtesy を回避する爲めに、夫々 use を利用し、夫が土地を取得するに當ては其の use を收めて之を他人に讓渡し又妻も同様の手段を擇むだ。上述の如く dower 及 curtesy は衡平法上の權利に及ばなかつたから爰に初めて dower 及 curtesy を回避するを得た次第である(註二七)。ボシャート氏(Bogert)は dower 又は curtesy 回

避の手段として use を利用したことを以て use 出現の principal object を爲してをる(註二八)。

(5) 第五に土地 E₀ の發生の原因として擧ぐべきものは債權者詐害の手段である。use は債權者詐害の手段としても用ゐられた。即ち債權者が判決に基き差押命令書(a writ of elegit)を得た上債權者の所有する土地に對し執行を爲さむとするとき債務者たる土地所有者は自己の爲めに該土地を數人の者に譲渡して其の合有と爲せば、該土地は債務者以外の者の所有に歸してをるから之に對し執行するに由なく、債務者は能く該土地の實益を享受し乍ら債權者の追求を回避することを得たものである(註二九)。ポメロイ氏(Pomeroy)が債侶に依り死手法を避脱する目的を以て又俗人に依り債權者及封建諸侯を詐害する目的を以て E₀ が行はるるに至つたと述ぶるところがあつたのは之を指すものと思ふ(註三〇)。但し債權者の詐害を目的とする E₀ は一三七七年、一三七九年、一四八八年及一五〇四年等の法律を以て禁止せらるるに至つた。

三 E₀ に對する普通法裁判所の態度

斯くの如くにして土地の E₀ は廣く行はるるに至つたけれども普通法裁判所は之を有效と認め cestui que use 即ち受益者を保護する態度に出でなかつた(註三一)。蓋し之には次の如き(1)純法理的
理由と(2)社會的及政治的理由とが存したのであつた。

(1) 純法理的理由としては之を次の三點に要約することが出来る。

(a) 先づ第一に擧ぐべきは *feoffee to use* を以て法律上土地の絶對的所有者と爲したことである。 *feoffee to use* 即ち受託者は普通法の原則に依り土地の絶對的所有者 (*the absolute owner of the land*) であつたから後に制定せられた *Statute of Uses* の如き成文法の存せざる限り *cestui que use* 即ち受益者の權利を認むるに由がなく、從て普通法裁判所は *cestui que use* に何等の保護救済を與ふることが出来なかつた(註三三)。斯くの如く普通法裁判所は讓受人たる *feoffee to use* を以て土地の絶對的所有者と認めなければ、若も此の場合に條件附讓渡 (*conditional feoffment*) の法理を *use* に擴張したとすれば普通法裁判所は *use* に適當の保護を與へ得ざりしか(註三三)。元來土地の條件附讓渡は當時の普通法に於ても認められたところであるが唯普通法の認むる條件は土地讓渡の際之を定むることを要し、且つ第三者の利益設定を目的と爲らざれることを要した(註三四)。從て土地讓渡の際、其の讓渡人又は其の相續人を *cestui que use* として *use* を設定するときは *cestui que use* たる讓渡人又は其の相續人は之に依て普通法上の保護を受けることを得たやうに見える(註三五)。即ち矢張エイムス教授 (*Ames*) の謂へるが如く土地讓渡の際讓渡人又は其の相續人を *cestui que use* として *use* を設定し若も讓受

人たる *feoffee to use* が其の信託を履行しなかつた場合は土地を讓渡人に返還すべき旨の條件を附したときは該解除條件(*the condition subsequent*)の成就に因て讓渡人又は其の相續人は普通法上土地に直接立入りて其の占有を回復し(*enter*)又は土地回復の訴を提起することを得たのである。然し乍らエイムス教授の謂へるが如く此の場合に於て土地の讓渡人又は其の相續人が普通法上の救済を受くるは *cestui que use* の資格に於てでないばかりでなく條件の強制は *use* 履行の強制(*enforcement of use*)でなくて單に *use* の不履行に因る土地沒收(*forfeiture for its non-performance*)の強制に過ぎないものである。而かも斯る條件附讓渡は *use* の設定に於て(*in feoffment to uses*)普通行はれたものでなかつた(*not common*)。實に普通の場合に於ては讓渡人は *feoffee to use* 即ち受託者の誠實(*fidelity*)に信頼し無條件に土地の所有權を之に移轉したものである。此の故に *use* を以て一般に土地の條件附讓渡なりと解せむとするは無理があると謂はねばならぬ。従て普通法裁判所は該法理の擴張に依つたとしても廣く一般に *use* を保護することは出来なかつたのであつた(註三六)。

(b) 次に擧ぐべき點は訴訟形式の缺如である。英國に於ては不動産法は動産法に比し早くから著しく發達し不動産に關する訴訟形式及訴訟開始令狀制度は當時既に精細に定まつてを

た。従て訴訟原因にして斯る既存の形式に當嵌めることが出来ないものは縱令普通法裁判所の救済を受くべき正當の理由があつても其の救済を受くるに由がなかつた。

當時土地に關する物權 (estate) の中 estate in fee simple, estate in fee tail, estate for life, estate in remainder, estate in reversion は夫々既存の訴訟形式に依て適當なる保護を受けておつたけれども(註三七)、土地に關する use は新たに發生したものであつて *cestui que use* 即ち受益者の權利を保護すべき訴訟形式は未だ存せず、又不動産に關する一般の訴訟形式等が餘りに固定し且つ局限せられ、新しさ形式を考案することが困難であつて、結局此の點からしても *cestui que use* を救済するに由がなかつた(註三八)。エイムス教授は「紀元第十二世紀の後半から紀元第十五世紀の初期に亘り文獻中に土地の use に關するものを多々發見すと雖も *cestui que use* が *feoffee* を相手として裁判所に訴を提起したる據典存在「せざることを摘示し、紀元一四〇二年に於て國民が議會に對し「信義に違反したる *feoffees* に對する救済」(a petition for relief against disloyal feoffees to uses) に付請願を爲し、斯る場合に於て議會に於て法律を制定するに非ざれば救済の途なきこと(In such case there is no remedy unless one be provided by Parliament) を求めたに徴しても之を窺ひ知ることが出来るを爲した(註三九)。

(c) 第三に擧ぐべき點は契約に關する法理の缺陷である。英國に於ては當時既に金錢其の他の動産の use 即ち學者の所謂「普通法上の信託」(common law trust)に於て受託者即ち bailee が其の use を履行せざるときは清算の訴(action of account)(金錢の場合)又は目的物引渡の訴(action of detinue)(金錢以外の動産の場合)に依り救済を求むることを得たけれども、之と對立すべき土地の use に在ては、當時契約に關する法理の缺陷に因り斯る動産の use に關する法理を土地の use に應用することが出来なかつた(衡平法裁判所が土地の use に保護を與へたるは斯る動産信託の法理を類推したに依る)。蓋し use に於て fee free to use が土地を讓受けたことを約因(consideration)として讓受人の指圖に従ひ其の土地を第三者の爲めに所有すべき旨を約するは今日の所謂不要式契約(simple contract)であつて、メイトランド氏、ホルツウース氏(Holdsworth)等の説く通り普通法上不要式の單純契約の效力を認めたのは紀元第十五世紀のことと屬し、當時に於ては未だ之を保護すべき訴訟(action of assumpsit)の形式が不法行爲の訴(action of trespass)を基礎として考案せられなかつたが故に外ならぬ(註四〇)。尤も當時既に普通法上要式捺印契約(contract by deed)の不履行に對する救済の訴訟は認められてをったから捺印契約に依て use を設定するときは、捺印契約を保護すべき訴訟(action of covenant)に依

て *use* の保護の目的を達成し得ないでもなかつたが、捺印契約に依て *use* を設定したことは實際に於て極めて稀であつて、エイムス教授は此の方法に依る *cestui que use* の救済が *use* に関する法理の發達に貢獻する所がなかつたと謂ふを妨げないと斷じてをる(註四一)。

尙又當時の普通法に於ては契約は當事者間に於てのみ效力を有し、所謂第三者の爲にする契約 (*contract for the benefit of a third person*) に於て第三者の權利を認めなかつた。故に上述 *action of assumpsit* の形式が當時存したと假定しても、之に依て救済を受くるものは *feoffee to *use** の相手方たる讓渡人即ち委託者であつて第三者たる *cestui que use* は此の保護を受くることが出来なかつたのである。且つ *action of assumpsit* に依て讓渡人即ち委託者が受くべき救済は金錢賠償請求權を附與せらるるに過ぎずして而も當時普通法の原則に依れば斯る請求權は讓渡性を有しなかつたから、讓渡人即ち委託者が *action of assumpsit* に依て救済を受けたところで、其の結果は讓渡性ある土地所有權と讓渡性なき金錢債權とを交換するに止まつた。従て假に紀元第十五世紀以前に *action of assumpsit* が考案せられたとしても之に依る *use* の保護は仍ほ充分であるとは謂ふことを得なかつたのである(註四二)。

夫れから紀元第十五世紀に入り普通法裁判所に於て *action of assumpsit* の形式を案出した

ときはメイトランド氏が謂つてをる通り既に衡平法裁判所に於て *Equity* を保護し、普通法裁判所に於て講じ得べき救済手段より遙かに有効にして (*more efficient*) 遙かに彈力に富む (*more flexible*) 救済手段を附與してをったから終に普通法裁判所は永遠に (*once and for all*) *use* 保護の機會 (*opportunity*) を失つたものである (註四三)。

(2) 普通法裁判所が *Use* を保護することが出来なかつたのは上述の如き純法理的理由に由る外尙ほ次に示すが如く當時の複雑なる社會的・政治的事情にも因つたからである。

(a) 普通法裁判所が *Equity* を保護することが出来なかつた社會的・政治的・理由として先づ擧ぐべき點は、國王の利益に對する顧慮である。英國に於ける當時封建社會に於ては國王が土地の最高領主 (*Lord Paramount*) として最高位に立ち、多數の貴族即ち諸侯は土地の中間領主 (*mesne lords*) として國王と國民との中間に臨むてをった (註四四)。依て若も普通法裁判所に於て *Use* を公然有效なりと認め之に依る土地遺贈其の他を許すときは、諸侯は一方に於て自己の *tenants* に依り損失を受くると同時に、他方國王に對し自ら之を爲すに依り又利益を得ること多く、結局其の損益は相半したけれども、國王は之に依て常に著しく收入を削減せらるるのみであつて、其の打撃は誠に甚だしく竟には封建制度の基礎を壞損するの勢をも示した。是に於て普通裁判所は斯く

の如き事情、殊に國王の利益を考慮し之を害することを慮れ政策としても E_o を保護するに至らなかつたものと見るを妥當とする(註四五)。

(b) 普通法裁判所が E_o を保護することが出来なかつた社會的政治的理由として第二に擧ぐべき點は、E_o を脱法又は詐害手段に利用せられたことである。普通法裁判所が E_o を保護することが出来なかつたのは又 E_o が祕に脱法又は詐害手段に利用せられた事情にも因るであらう。債權者詐害を目的とする土地及動産の E_o は終に一三七七年、一三七九年、一四八八年及一五〇四年等の法律を以て之を禁止せらるるに至つたことは既に述べた通りである(註四六)。

斯くの如く普通法裁判所は E_o を以て封建的法律(公平に見て苛酷なる法律)を避脱し又は債權者を詐害する爲めに利用するものと爲し之が保護を拒絶したと雖も E_o の流行に伴ひ、反面に於て feoffee to use 即ち受託者にして E_o 設定の本旨に反し use 目的たる土地を恣に處分するものが頻出し、此の點に於て use に相當の保護を加へないで放置することは却て feoffee to use 即ち受託者の背信的行爲を誘致助長するの結果となるに至つた(註四七)。是れ衡平法裁判所が E_o に干渉するに至つた所以に外ならぬ。

四 Cestui que use の權利

英國初期の土地信託と普通法裁判所

(48)

斯くの如く普通法裁判所は上述の理由に依りて終に use を保護することが出来ず、*cestui que use* 即ち受益者を救済することが出来なかつた。又當時に於ては未だ衡平法裁判所が use に干渉し此の方面の管轄を開拓するに至らなかつた(註四八)。從て *feoffor* 即ち受託者と *feoffee to use* 即ち受託者の間には單に *gentlemen's agreement* が存するに止まり、*feoffee to use* 即ち受託者が use 設定の本旨に従ひ土地を領有し之を管理又は處分するや否やは全く其の誠實と道義心に訴ふるの外なく、*cestui que use* 即ち受益者の権利は單に面目的、道義的に過ぎなかつた。從つて *feoffee to use* 即ち受託者が use 設定の本旨に反して土地を處分しても、*cestui que use* 即ち受益者は何等救済を受くるに由がなかつた(註四九)。結局此の時代に於ける土地の use はエイムス教授の謂つた如く古代ゲルマン民族法に見ゆる *Salmann* 又は *Treuhand* と全く同様に未だ法律上、即ち普通法上又は衡平法上何れの保護をも受くるに至らなかつたものであつた(註五〇)。衡平法裁判所が竟に普通法裁判所に先んじて use に干渉し之れが保護を開始するに至つたのは紀元第十五世紀の初頭に外ならぬ(註五一)。

(註 一) Holmes, *Early English Equity*, *Law Quarterly Review*, vol. 1, pp. 707, 708: Ames, *Origin of Uses and*

Trusts, *Lecture on legal papers*, pp. 739, 740: Pollock and Maitland, *History of English Law*, vol. 2, pp. 228-231, Hensler, *Institutionen des deutschen Privatrechts*, Bd. 1, s. 215.

(註 二) Holdsworth, *Historical Introduction to the Land Law*, p. 145.

- (註 11) Maitland, Equity, p. 26; Pollock and Maitland, History of English Law, vol. 2, pp. 228-231.
- (註 12) Pollock and Maitland, History of English Law, vol. 2, p. 231.
- (註 13) Pollock and Maitland, History of English Law, vol. 2, p. 231.
- (註 14) Pollock and Maitland, History of English Law, vol. 2, p. 231; Tenks, History of English Law, p. 96; Holdsworth, A History of English Law, vol. 4, p. 416.
- (註 15) Maitland, Equity, p. 26; Pomeroy, Equity Jurisprudence, vol. 2, p. 2123.
- (註 16) Holmes, Early English Equity, pp. 709-.
- (註 17) Ames, Origin of Uses and Trusts, p. 741.
- (註 18) Maitland, Equity, p. 27.
- (註 19) Maitland, Origin of Uses, Collected Papers vol. 3, p. 335, note 1.
- (註 20) Maitland, Equity, pp. 26, 27; Holmes, Early English Equity, pp. 707-., Ames, Origin of Uses and Trusts, p. 740.
- (註 21) Holmes, Early English Equity, p. 709.
- (註 22) Maitland, Equity, p. 26.
- (註 23) Holmes, Early English Equity, pp. 707-; Ames, Origin of Uses and Trusts, pp. 739-; Maitland, Equity, p. 26.
- (註 24) Maitland, Equity, p. 27.
- (註 25) Maitland, Equity, p. 27.
- (註 26) Maitland, Equity, p. 27-; Pollock and Maitland, History of English Law, vol. 2, pp. 301-.
- (註 27) 同 41

(9)

- (註110) Holdsworth, A History of English Law, vol. 4, p. 423.
- (註111) Maitland, Equity, p. 25; Pollock and Maitland, History of English Law, vol. 2, p. 231; Jenks, History of English Law, p. 96.
- (註112) Maitland, Equity, p. 25; Origin of Uses, Collected Papers, vol. 2, p. 415; Holdsworth, A History of English Law, vol. 4, p. 416.
- (註113) Maitland, Equity, p. 27; Pollock and Maitland, History of English Law, vol. 2, pp. 301-; Blackstone, Commentaries, p. 204; Terry, The Common Law, pp. 346-.
- (註114) Maitland, Equity, p. 27.
- (註115) Wharton, Law Lexicon, pp. 303, 304.
- (註116) Wharton, Law Lexicon, pp. 251, 252, 358.
- (註117) Bogert, Trusts, pp. 6, 8; Holdsworth, A History of English Law, vol. 3, pp. 185-.
- (註118) Bogert, Trusts, pp. 6, 8.
- (註119) Maitland, Equity, p. 27; Bogert, Trusts, p. 8; Pomeroy, Equity Jurisprudence, vol. 3, p. 2123.
- (註120) Pomeroy, Equity Jurisprudence, vol. 3, p. 2123.
- (註121) Maitland, Equity, pp. 27, 28.
- (註122) Ames, Origin of Uses and Trusts, p. 742; Maitland, Equity, p. 27.
- (註123) Maitland, Equity, pp. 27, 28.
- (註124) Holdsworth, A History of English Law, vol. 4, p. 416
- (註125) 原 4

- (註三六) Ames, Origin of Uses and Trusts, p. 741.
- (註三七) 十代英領土 英法の「ユク・ナク・ト」に就て(英領新羅律四〇卷第八號)
- (註三八) Maitland, Origin of Uses, Collected Papers, vol. 3, pp. 334, 340; Equity, p. 28; Bogert, Trusts, p. 9.
- (註三九) Ames, Origin of Uses and Trusts, p. 741.
- (註四〇) Maitland, Equity, p. 28; Holdsworth, A History of English Law, vol. 4, p. 418.
- (註四一) Ames, Origin of Uses and Trusts, p. 741.
- (註四二) Maitland, Equity, pp. 28-31; Holdsworth, A History, of English Law, p. 419.
- (註四三) Maitland, Equity, p. 29.
- (註四四) 十代英領土 英法の「ユク・ナク・ト」に就て(前條)
- (註四五) Maitland, Equity, p. 30.
- (註四六) Holdsworth, A History of English Law, vol. 4, pp. 417, 413, note, 3.
- (註四七) Holdsworth, A History of English Law, vol. 2, p. 591.
- (註四八) Ames, Origin of Uses and Trusts, p. 741.
- (註四九) Holdsworth, A History of English Law, vol. 4, d. 418; Bogert, Trusts, p. 9.
- (註五〇) Ames, Origin of Uses and Trusts, p. 742.
- (註五一) 英領新羅律中法裁判所に於ける信託の保護と其の由來(信託協會々報第七卷第四號)